

## 第 1 1 回福井地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで

### 2 開催場所

福井地方裁判所第 1 会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

岩田嘉彦委員長，岡崎真尚委員，川本豊子委員，小林幸夫委員，坪井宣幸委員，坪田康男委員，中村秀男委員，宮脇美恵子委員，山下裕己委員

#### (2) オブザーバー

佐茂剛刑事部総括裁判官

#### (3) 説明者

平松刑事首席書記官

#### (4) 事務担当者

川口事務局長，高見民事首席書記官，加藤総務課長，飯田庶務係長

### 4 議事

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) 模擬裁判員選任手続DVD視聴

（9月29日，法曹三者で実施の模擬裁判員選任手続を30分間にダイジェスト編集したもの）

#### (3) 裁判員選任手続の概要説明

（裁判員候補者名簿の作成，個別事件における裁判員候補者の選定，選任手続期日の流れ，辞退事由等の説明）

#### (4) 意見交換

### 5 意見交換時の意見等の要旨

別紙のとおり

### 6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

期 日：平成21年6月3日（水）

テーマ：労働審判手続について

以 上

(別紙)

意見交換時の意見等の要旨

(◎は委員長，○は委員，△はオブザーバー，□は事務担当者)

- ： 模擬選任手続のDVDを見て，手続の流れがよくわかった。裁判員候補者として2年続けて選任手続に呼出されることもあるのか。
- ◎： 翌年続けて呼出されることはありうる。本人が希望すれば選任手続に参加することは可能である。ただ，過去1年以内に裁判員候補者として選任手続に参加した人（辞退が認められた者を除く。）は辞退事由に該当するので，それを理由に辞退することはできる。
- ： 選任手続のお知らせに「呼出状」との記載がある。一般人にはあまりよい印象を与えない。
- △： 「(呼出状)」という文言を記載しているのは，法律に定められているためである。今後，他の記載内容を含めて検討していきたい。
- ： 質問票の記載の仕方で疑問があれば，裁判所に電話等で問い合わせることになると思うが，裁判所で問い合わせを受け付けてもらえる日時の記載があると良いのではないか。
- △： 呼出状に問い合わせ可能な日時を記載することで検討したい。
- ： 辞退を申し出る際に資料を付けることになると思うが，例えば病気を理由に辞退を申し出る場合，必要とされる証明書はどのようなものか。診断書を提出する必要があるのか。
- ： 学生等が添付する身分証明書は，顔写真入りでないといけないのか。
- △： 診断書の交付を受ける際の費用は自己負担となってしまうので，通院の際の領収書など病気であることがわかる資料であればよい。また，身分証明書は顔写真入りでなくても構わない。
- ： 仕事上の都合で具体的な理由があっても，それを文章化することが煩わしく，単に「忙しい」とだけ質問票に書いて送付する人も多いと思われる。

△： 今までの広報活動においても、単に仕事が忙しいという事だけでは辞退が認められないことは説明している。辞退事由を判断する必要があるので、具体的な理由の記載をお願いしたい。

また、できる限り記載の負担を減らせるよう質問票の中身について工夫改善しているところである。

◎： 一時保育や介護者、障害者への対応はどのようになっているか。

□： 一時保育について、各市町の保育サービスで対応可能な場合もあるが、帰宅時間等で無理な場合は、例外的に広域入所が可能となるよう福井市に検討していただいている。介護については、各市町のサービスを利用していただくことになり、相談があれば各市町の相談窓口を教示することになる。聴覚障害者については、福井県聴力障害者福祉協会から手話通訳に関する情報や意見を伺い対応可能な範囲について検討しているところである。

○： 視覚障害者の場合はどうか。

□： 点字や音声コード付きのパンフレットを用意している。裁判員候補者に選ばれた際、要望があればパンフレットを送付させていただく。

○： 裁判員選任手続は、午前9時30分から行うのか。その場合、福井県全域から裁判所に来ることは可能か。

△： ほとんどの事件は午前9時30分から選任手続を行う予定であるが、多くの候補者に来ていただく場合は、開始時間をもう少し早めることもある。開始時間までに裁判所にお越しいただけない遠方の方は、前泊していただくことになる。そのような方には、呼出状に前泊可能である旨を付記する扱いとする予定である。

○： 裁判員候補者が交通事故に遭った場合の補償はあるのか。また裁判員が、後日の裁判に事故等で来られなくなってしまうこともあるのではないか。

△： 選任手続に参加する候補者は、公務員と同様に公務災害による補償の対

象となる。また裁判員の不慮の事故等に備え、選任手続において補充裁判員（最大6人）を選任する。

- ： 選任手続当日に記載する質問票に、「今回の事件について、公平な判断ができないと思う事情」があるかとの質問があるが、何を聞かれているのかわかりにくい。
- △： 候補者本人の経験や考えによって、公平に判断ができるかをお伺いするものである。当日のオリエンテーションの中でわかりやすく説明していきたい。
- ◎： 当庁で行った模擬選任手続に参加された方々の意見には、どのようなものがあったか。
- △： オリエンテーションの説明時間を短縮してはどうか、呼出人数を減らしてはどうか、選任手続と審理を別の日に行えば仕事の日程調整等がしやすいのではないかとの意見があった。
- ： 従業員が裁判員裁判に参加する際、有給休暇にするか否かは企業の判断事項と聞いている。経済界に対し、従業員が裁判員裁判に参加しやすくなるよう今以上の働きかけが必要と思われる。その一方、企業の協力があったとしても、裁判員裁判に参加する従業員が、他の従業員に大なり小なり負担をかけることになり、後ろめたい気持ちを持つのではないか。
- ◎： 各種団体に対して説明会を実施し、協力を求めてきているところである。裁判所としては、問題が明らかになる都度、誠実に検討し、それによって適切に制度の運営を進めるつもりである。それを通じて、国民や社会から一層理解され、定着していくものと思っている。そのような過程において制度が受け入れられ、やがては指摘の問題もクリアされていくものと考えている。委員の方々の意見を踏まえ、制度開始に向け更に検討を重ねていきたい。

以 上